

前橋市子ども読書活動推進計画

～本との出会いを広げ 心豊かに～



前橋こども図書館

目 次

1 計画の策定について	2
(1) 計画策定の目的	3
(2) 計画の期間	3
(3) 計画の構成	3
2 推進のための具体的な取り組み	4
(1) 家庭・地域における読書活動の推進	4
① 家庭	
② 市立図書館・こども図書館	
③ 公民館等図書室（公民館図書室・総合教育プラザ図書室）	
④ 公民館・児童館	
(2) 学校等における読書活動の推進	6
① 幼稚園・保育所（園）	
② 小・中学校	
3 読書活動に関する広報	8
4 学校と市立図書館・こども図書館・公民館等図書室との連携・協力	8

資 料 編

1 オンライン・ネットワークで結ばれている図書館（室）	9
2 平成19年度蔵書数	9
3 平成19年度利用者数内訳	10
子どもの読書活動の推進に関する法律	11

1 計画の策定について

読書は、子どもたちの成長にとって、大きな意義をもっています。本との出会いを通して、子どもたちは、さまざまに心を動かす体験を重ねていきます。科学的な読み物を通して、新たな事実を知ったり、ものごとを深く考えたりすることがあるでしょうし、物語の登場人物に自分を重ね合わせて、気持ちをさまざまに想像することもできるでしょう。

また、本の中に描かれた人々の考え方や生き方に励まされたり、自然や社会の不思議に心を躍らせ、興味関心の幅を広げたりすることもあることでしょう。

こうした読書の体験を重ねることは、子どもたちの感動する心や感性を育んだり、物事の見方や考え方を広げ、深めたり、言葉の力を高め表現を豊かにしたりすることにつながります。読書の楽しさを知り、身に付けた読書の習慣は、生涯に渡る大きな財産の一つと言えるでしょう。

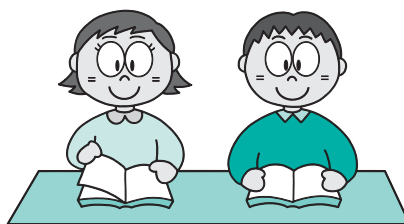
このような読書の習慣を身に付けるには、幼い頃からさまざまな本に触れる機会を増やすことが大切であり、子どもの読書活動を支え、充実させていくための環境整備を進めていく必要があります。

本市では、子ども読書活動推進の拠点として、平成19年12月に全国有数の規模を誇る「前橋こども図書館」が開館し、オンラインで結ばれた11カ所の公民館図書室・総合教育プラザ図書室（以下「公民館等図書室」* という。）とともに、子どもの読書活動を推進するための仕組みが整いました。また、小・中学校では、図書の整備、朝の読書、ボランティアによる読み聞かせ等、子どもたちが自ら本に親しむよう、さまざまな実践を積み重ねてきました。

この子ども読書活動推進計画は、これまで積み上げてきたこのような施策や実践を踏まえ、本市が掲げている「県都前橋教育のまち」の実現に向けた取組の一環として、子どもたちが「本との出会いを広げ、心豊かに」成長していくことを願い、子どもの読書環境を整備するための新たな方向を示すために作成しました。

* 公民館等図書室

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 上川淵公民館図書室 | ⑩ 粕川公民館図書室 |
| ② 桂萱公民館図書室 | ⑪ 元総社公民館図書室 |
| ③ 芳賀公民館図書室 | ⑫ （宮城公民館図書室 平成21年完成予定） |
| ④ 清里公民館図書室 | |
| ⑤ 南橘公民館図書室 | |
| ⑥ 城南公民館図書室 | |
| ⑦ 総合教育プラザ図書室 | |
| ⑧ 下川淵公民館図書室 | |
| ⑨ 大胡公民館図書室 | |



(1) 計画策定の目的

「読書活動については、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

前橋市子ども読書活動推進計画は、この法律に基づき、未来の前橋を担う子どもたちの健やかな成長を願って、実践的な活動計画を示し、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ果たすべき役割・内容を明確にするとともに、その連携の在り方を具体的に提言しようとするものです。(ここで「子ども」とは、15歳以下を主に、おおむね18歳以下の者をいいます。)

(2) 計画の期間

平成21年4月から平成26年3月までの5年間とします。



(3) 計画の構成

本市の子ども読書活動推進計画は、以下の3つを柱として取り組みます。

① 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等、さまざまな場面で読書活動ができる機会の提供と条件の整備を図ります。

② 読書活動に関する広報

子どもの読書活動の意義や実際の活動の場の提供方法などについて、保護者を始め、すべての市民の関心と理解を深めるための広報活動を進めます。

③ 学校と市立図書館・こども図書館・公民館等図書室の連携・協力

子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、ボランティア等の民間団体等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。



2 推進のための具体的な取り組み

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

① 家庭

家庭では、家族が子どもの読書の意義を理解し、読書を楽しむ家庭環境を作ることが大切です。子どもとともに読書を楽しみ、読書の喜びを分かち合い、成長や状況に応じた読書が続けていけるようにしましょう。

【支援する取り組み】

- ◇ 家庭教育学級¹等で家庭での読書活動の意義や楽しみを伝えます。
- ◇ 平成20年7月から開始したブックスタート²事業を充実します。
- ◇ 前橋保健センターに絵本コーナーを設置し、読み聞かせボランティアの協力を得て、健診時などに絵本の読み聞かせを行います。

② 市立図書館・こども図書館

こども図書館は、子どもの読書活動の拠点として、子どもの読みたい本を豊富にそろえ、読書や調べる楽しさを提供します。また、市立図書館は、こども図書館とともに学校やボランティア団体への支援をします。

【取り組み】

(ア) 図書資料の充実

- ◇ こども図書館は、10万点（H20.4.1 現在7万点余）を目標に図書資料を充実します。
- ◇ こども図書館は、団体貸出³用図書を整備し、制度を周知します。
- ◇ こども図書館は、子育て支援コーナーを充実し、子育てに必要な情報を提供します。
- ◇ 市立図書館は、青少年向け図書を充実します。

(イ) 学校等への支援

- ◇ 幼稚園・保育所（園）、学童保育所、小・中学校への団体貸出を促進します。
- ◇ 幼稚園・保育所（園）向けの絵本セット（1セット概ね100冊）を整備し、希望する施設へ貸し出します。（施設へ配送します。）
- ◇ 小・中学校向け、目的分野別の図書セットを順次整備し貸し出します。

¹ 家庭教育学級 公民館等で行われる事業、子どもを育てている親が集まり、家庭の教育について学習します。

² ブックスタート 乳児を対象とした事業です。赤ちゃんが親が絵本を楽しみ、触れ合いの時間を持つことの大切さを伝えます。本市は、0歳児に絵本を1冊プレゼントしています。

³ 団体貸出 学校、保育所等、地域の施設などに一定量の本を長期間貸し出す制度です。

- ◇ 授業に応じた図書の紹介、読書相談を行います。
- ◇ 移動図書館の運行経路を見直して、新たに図書館、公民館等図書室から遠い幼稚園、保育所（園）、小学校を巡回し、貸し出しを行います。

（ウ）読書案内

- ◇ 子どもの発達段階に応じたブックリスト⁴を作成し配布します。
- ◇ 小学一年生の入学時にブックリストを配布します。また、一年生向け図書を展示し、子ども図書館の利用を促進します。

（エ）ボランティア団体への支援

- ◇ 「読み聞かせ連絡協議会」等ボランティア団体への協力・支援を継続します。
- ◇ 読み聞かせ、ブックトーク⁵などの技術が向上するよう研修会を開きます。
- ◇ 図書館フレンズ⁶活動について、高校生の参加を促進します。
- ◇ ブックスタートボランティア⁷の活動が広がるよう協力・支援します。

（オ）障害のある子どもや、外国人子弟への読書支援

- ◇ 障害児施設へ読み聞かせボランティア等を派遣し、読書に親しむ機会を増します。
- ◇ 障害児への配本サービス⁸を周知します。
- ◇ 子どもの国籍に応じた図書を購入し、外国の子どもの読書環境を整えます。



絵本作家 荒井良二先生と子どもたちで、
壁画作成（こども図書館）



移動図書館「ひろせ号」

⁴ **ブックリスト** 読んでもらいたい良書を選定し、一覧表にしたものです。

⁵ **ブックトーク** 一つのテーマについて何冊かの図書を紹介し、その本を読む楽しみ、喜びを伝えます。

⁶ **図書館フレンズ** 中高生による図書館ボランティアで、書架整理、本の修理等を行っています。

⁷ **ブックスタートボランティア** こども図書館で、ブックスタートの配本を行うボランティアです。

⁸ **配本サービス** 身体障害者、高齢者等で図書館に来ることができない人に図書を届けるサービスです。

③ 公民館等図書室（公民館図書室・総合教育プラザ図書室）

公民館等図書室は、その地域に住んでいる子どものさまざまな興味や関心に応えるとともに自発的、自主的な読書活動を支援します。

【取り組み】

- ◇ 児童書を一層充実します。
- ◇ 子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し配布します。
- ◇ 地域の幼稚園、保育所（園）、小・中学校や各種団体に読書相談・団体貸出・リクエストに応えるなどの支援をします。
- ◇ 公民館講座などで参考になる図書を紹介します。
- ◇ 映写会、読み聞かせ、人形劇、講演などを行い、読書の楽しさを知るきっかけ作りをします。

④ 公民館・児童館

公民館・児童館は、読み聞かせ、人形劇、お話の会、講座を実施し、子どもが読書に親しむ活動を推進します。

【取り組み】

- ◇ 公民館は、読み聞かせボランティア等を育成します。
- ◇ 公民館は、公民館講座で読み聞かせ、ブックトークなどを講座で取り上げます。
- ◇ 児童館は、停本所を利用し、読み聞かせなど本に親しむ活動を推進します。

（２）学校等における読書活動の推進

① 幼稚園・保育所（園）

保育の中で、絵本の読み聞かせ等で、本の楽しさを伝え、保護者には幼児期の読書の大切さを伝えるようにしましょう。

【取り組み】

- ◇ お話の会などを行い、本の楽しさを伝えます。
- ◇ こども図書館や公民館等図書室の団体貸出などを活用して絵本を充実します。
- ◇ こども図書館や公民館等図書室の「おすすめ絵本リスト」などを利用して保護者に本の紹介をします。



② 小・中学校

小・中学校では、子どもの発達段階に応じ、本のよさを知り、読書への興味、関心を高め、楽しみながら進んで読書しようとする態度を育成します。

【取り組み】

（ア）学校図書館図書の管理及び充実

- ◇ 情報検索用コンピュータの設置や辞典・資料集などの更新に努め、学校図書館の学習情報センター機能を充実します。
- ◇ 全校で学校図書館図書標準⁹を達成します。
- ◇ 「前橋市学校図書館推薦図書リスト」を作成します。
- ◇ 蔵書の管理、充実に努め、学校間の相互貸借を行います。
- ◇ レイアウトや資料の見せ方を工夫し、利用しやすい学校図書館にします。

（イ）学校図書館職員体制の充実

- ◇ 司書教諭や学校図書館担当職員を中心とし、読書活動推進に向けて学校全体で組織的に取り組む体制を整えます。
- ◇ 学校図書館関係者は、県や市で行う読書活動、読書指導に関する研修会に参加します。

（ウ）推進活動

- ◇ 朝の読書活動を推進します。
- ◇ 教師や地域ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク等を行います。
- ◇ 感想文コンクールなどを紹介し、参加を促します。
- ◇ 学校図書館では、館内の展示や図書館便りを通じて、新入荷本・おすすめ本の紹介をします。
- ◇ 特別な支援を要する子どもの特性にあった図書を充実し、読み聞かせなどを推進します。



中学校の図書室



読書の樹（読んだ本の数や葉になる）

⁹ 学校図書館図書標準 公立の義務教育諸学校において、学校図書館に整備すべき蔵書の基準として、学校の規模に応じて必要な冊数を定めています。

3 読書活動に関する広報

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進していくために、さまざまな機会を通して広報活動を行います。

【取り組み】

- ◇ 広報「まえばし」、「市ホームページ」、「図書館だより」、「公民館報」等に、子ども読書活動の情報を掲載します。
- ◇ 図書館ホームページのこどものページを充実します。
- ◇ 「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日）、「読書週間」（10月27日から11月9日）に関連して、子ども読書活動推進のイベントを開催します。
- ◇ 保護者に読書の意義や楽しさを伝えるため出前講座¹⁰を行います。
- ◇ P T A集会・全校行事や学校通信・学校図書館通信等を通じ、子ども読書活動の状況を伝えます。

4 学校と市立図書館・こども図書館・公民館等図書室との連携・協力

子どもの読書活動を担う学校と市立図書館・こども図書館・公民館等図書室が連携し、互いの機能を補います。

【取り組み】

- ◇ 市立図書館・こども図書館・公民館等図書室と小・中・養護学校は連携協力し、子どもたちに必要な時期に必要な図書が提供できるよう努めます。
- ◇ 市立図書館は、中学校区を単位とした学校とこども図書館・公民館等図書室が連携し、協力や情報交換を行うネットワーク作りを推進します。
- ◇ 市立図書館・こども図書館・公民館等図書室は、生徒の職業体験学習を積極的に受け入れます。



¹⁰ 出前講座 地域で行われる集会等へ職員を派遣し、市政について説明を行います。

資 料 編

1 オンライン・ネットワークで結ばれている図書館（室）

施設の名称	住 所	電話番号
前橋市立図書館	前橋市大手町二丁目 12 - 9	027-224-4311
前橋こども図書館	前橋市本町二丁目 12 - 1	027-230-8833
上川淵公民館図書室	前橋市後閑町 35	027-265-4123
桂萱公民館図書室	前橋市上泉町 141 - 3	027-261-3723
芳賀公民館図書室	前橋市鳥取町 817	027-269-9308
清里公民館図書室	前橋市青梨子町 339	027-253-4588
南橋公民館図書室	前橋市日輪寺町 158	027-231-0331
城南公民館図書室	前橋市二之宮町 1320	027-268-2114
総合教育プラザ図書室	前橋市岩神町三丁目 1 - 1	027-230-9093
下川淵公民館図書室	前橋市鶴光路町 701	027-265-7070
大胡公民館図書室	前橋市大胡町 15	027-283-8900
粕川公民館図書室	前橋市粕川町西田面 194 - 4	027-285-3311
元総社公民館図書室	前橋市元総社町三丁目 1 - 1	027-253-7373

2 平成19年度蔵書数

場 所 区 分	一般図書			児童書			視聴覚資料			合 計		
	受入数	除籍数	所蔵数	受入数	除籍数	所蔵数	受入数	除籍数	所蔵数	受入数	除籍数	所蔵数
本 館	14,985	9,839	295,856	1,556	191	2,383	827	795	18,971	17,368	10,825	317,210
移 動 図 書 館	1,649	1,575	9,671	647	17	15,646	78	14	2,088	2,374	1,606	27,405
停本所・委託文庫	776	324	20,296	1,166	83	31,750	53	2	2,356	1,995	409	54,402
こども図書館	2,859	1	5,752	21,693	69	62,598	447	0	2,543	24,999	70	70,893
小 計	20,269	11,739	331,575	25,062	360	112,377	1,405	811	25,958	46,736	12,910	469,910
上 川 淵	1,895	2,475	21,869	1,509	1,040	21,894	268	196	2,656	3,672	3,711	46,419
桂 萱	2,274	2,063	23,895	1,007	1,072	19,475	225	250	3,003	3,506	3,385	46,373
芳 賀	1,608	1,200	12,587	965	609	13,067	199	71	2,729	2,772	1,880	28,383
清 里	1,691	1,885	14,343	987	861	15,426	168	111	2,936	2,846	2,857	32,705
南 橋	1,834	1,555	21,385	1,106	784	19,301	147	133	3,122	3,087	2,472	43,808
城 南	1,314	1,065	15,021	552	565	13,100	158	210	2,503	2,024	1,840	30,624
教 育 プ ラ ザ	1,568	1,332	14,150	874	505	12,495	65	122	2,109	2,507	1,959	28,754
下 川 淵	1,242	66	17,305	1,113	50	18,325	131	23	2,270	2,486	139	37,900
大 胡	1,901	114	24,238	694	79	7,517	143	0	623	2,738	193	32,378
粕 川	765	21	4,757	306	11	3,904	168	1	234	1,239	33	8,895
元 総 社	5,343	0	7,936	4,163	0	5,886	499	0	734	10,005	0	14,556
小 計	21,435	11,776	177,486	13,276	5,576	150,390	2,171	1,117	22,919	36,882	18,469	350,795
合 計	41,704	23,515	509,061	38,338	5,936	262,767	3,576	1,928	48,877	83,618	31,379	820,705

3 平成19年度利用者別内訳

奉仕拠点	登録者		貸出人数	貸出冊数・点数			リクエスト 件数	開館・ 巡回日数
	新	規		図 書	視聴覚	合 計		
本 館	1,631	85,198	169,647	524,474	109,387	633,861	17,245	292
移動図書館	139	6,149	10,541	46,827	4,558	51,385	1,430	192
停 本 所	1,792	3,733	17,029	42,610	4,575	47,185	118	延べ2,631
委託文庫	1	52	269	843	5	848	1	延べ92
こ ど も	1,425	1,425	12,611	54,132	7,779	61,911	527	104
小 計	4,988	96,557	210,097	668,886	126,304	795,190	19,321	
上 川 淵	462	12,673	44,348	144,088	21,087	165,175	3,145	260
桂 萱	353	11,933	41,104	135,129	20,214	155,343	2,774	261
芳 賀	283	5,054	25,549	76,460	15,908	92,368	1,887	260
清 里	138	4,084	26,307	85,086	13,914	99,000	3,565	260
南 橘	433	8,175	37,345	123,426	19,121	142,547	2,479	261
城 南	228	6,726	25,917	78,467	19,143	97,610	1,918	258
教育プラザ	221	5,477	28,390	83,097	15,294	98,391	2,352	261
下 川 淵	301	3,848	36,115	121,243	18,307	139,550	2,183	261
大 胡	829	829	12,094	39,411	3,617	43,028	924	282
粕 川	274	274	3,303	8,523	1,735	10,258	142	260
元 総 社	458	458	9,163	29,374	3,493	32,867	797	128
小 計	3,980	59,531	289,635	924,304	151,833	1,076,137	22,166	
合 計	8,968	156,088	499,732	1,593,190	278,137	1,871,327	41,487	



○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(文部科学省 交付・施行 平成13年12月12日)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

前橋市子ども読書活動推進計画

～ 本との出会いを広げ 心豊かに ～

策 定 平成21年3月

発 行 者 前橋市教育委員会 図書館

著作編集 前橋市子ども読書活動推進計画検討会

学校教育課 生涯学習課 城南公民館図書室

下川淵公民館図書室 前橋こども図書館 市立図書館(事務局)

連 絡 先 前橋市立図書館 奉仕第二係 TEL027-224-4311

<http://www.tosyokan.city.maebashi.gunma.jp/>

